

令和8年度読解力確認教材作成業務委託仕様書

1 業務委託の目的

本業務は、愛媛県内の小学4・5年生及び中学1・2年生を対象に、児童生徒の読解力育成における課題を検証し、各学校における指導改善に役立てるため、読解力確認教材を作成することを目的とする。業務の委託を受ける者（以下、「受託者」という。）は、全国学力・学習状況調査の結果から見えた、本県の課題の克服に向け、児童生徒の「文章や資料を読んで正しく内容を理解する力」や「文章中の情報を整理・分析し活用する力」等の読解力の現状を把握し、各学校における指導改善に役立てるための教材を作成する業務を行うものとする。

2 業務内容

受託者は、以下の作成要領に基づき、令和8年度読解力確認教材（以下、「本教材」という。）を作成し、3の納入期限までに愛媛県教育委員会義務教育課（以下、「県教委」という。）に納入する。

(1) 作成要領

本教材は、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、特に以下の「本県の課題」に対応した問題を作成する。

【本県の課題】 <R7全国学力・学習状況調査より>

- ▲ 事実と感想、意見などの関係性を叙述に基づいて的確に捉え、文章全体の構成を理解した上で要旨を把握すること
- ▲ 目的に応じて、文章と図表などを効果的に結び付け、必要な情報を見付け活用すること
- ▲ 文章の構成や展開について、根拠を明確にして考えること

(2) 作成内容等

① 教材の内容

- ア 基本的な読解力を問う問題
- イ 文章や資料に書かれている意味を正確に把握し、論理的な展開や構成を的確に読み取る問題
- ウ 複数の情報源（文章、図、グラフ、表など）から必要な情報を取り出し、整理・分析して活用する問題

② 対象学年・分量

- ア 小学4・5年生対象の同一問題：1回分
 - ・解答時間20分、大問3つ、9～10問程度を想定
- イ 中学1・2年生対象の同一問題：1回分
 - ・解答時間20分、大問3つ、9～10問程度を想定

③ 出題形式の例

- ア 大問1（上記①アに関する問題）
 - 100～150字程度の文章を読み、主述や因果関係、文章の要点等を読み取

る問題

イ 大問2（上記①イに関する問題）

400～800字程度の物語文・説明文・論説文などを読み、以下のような設問に答える形式

- ・主題・要旨の選択
- ・登場人物の心情や行動理由の選択
- ・指示語（これ、そのことなど）が指す内容の特定
- ・段落ごとの要点整理
- ・情報抽出（例：何について述べられているか、いつどこで何が起こったか等）

ウ 大問3（上記①ウに関する問題）

400～800字程度の物語文・説明文・論説文などを読み、以下のような設問に答える形式

- ・図表・資料と本文の関連性を読み取る問題
- ・伝えたい事柄と複数の資料を適切に結び付けて考察する問題

④ 問題形式

選択式及び短答式の問題とする。

⑤ 配慮事項

問題文に使用する漢字については、次のとおりとする。

<小学4・5年生対象問題>

- ・小学3年生までに学習する漢字については、漢字で表記し、ルビは付けない。
- ・小学4年生で学習する漢字は、漢字で表記し、ルビを付ける。
- ・小学5年生以上で学習する漢字は、使用せず、平仮名で表記する。

<中学1・2年生対象問題>

- ・小学6年生までに学習する漢字については、漢字で表記し、ルビは付けない。
- ・常用漢字のうち、小学校で学習しない漢字は、漢字で表記し、ルビを付ける。
- ・常用漢字外の漢字は、使用せず、平仮名で表記する。

※ 漢字の学習学年については、小学校学習指導要領に掲載の学年別漢字配当表を参照のこと。

(3) その他

- 全国学力・学習状況調査に準じた教材とする。
- 小説、説明文、論説文、新聞記事など、多様なジャンルの文章を使用し、総合的な読解力を測る構成とする。
- 教材は全て未公表のものとし、児童生徒の発達段階及び学習状況を十分に考慮して作成する。

3 納入期限

令和8年9月1日（火）

4 納入物品及び仕様等

(1) 納入物品

- 読解力確認教材の電子データ一式

(2) 仕様等

- 提出形式
 - ・ 問題、正答例のデータ (Microsoft Word 形式)
- 提出方法
 - ・ 県教委に教材データを送付する。

5 確認事項

- 各問題には、図版、グラフ、地図、写真などを必ず使用する。図版等の解像度は200dpi以上とすること。また、県教委の依頼に応じて、必要な図版等を作成し、掲載する。
- 作成過程において、打合せが必要と判断し要請した場合は、速やかに県教委に来庁する。
- 納入前に、引用するデータ（文章、記事、画像等）に関する著作権や肖像権等についての問題を解決しておく。

6 その他

- 県教委は、納入後直ちに教材を検査し、検査基準を満たさない場合は、異議を申し立てることとする。
- 受託者は、県教委からの異議申し立てがあった場合、速やかに修正又は差替により新しい資料等を納入することとする。ただし、軽微な修正や問いの差替等については、県教委が行う場合がある。
- 本業務で作成された教材の所有権及び著作権は、県教委の点検完了をもって、受託者から県教委に移転するものとする。